別紙

「島根原子力発電所　原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

１．通報・連絡基準の解釈追加等

（１）原子力災害等発生時の通報・連絡基準の詳細を解釈として追加

【具体例】

原子炉の停止機能に異常があるおそれがある場合の通報・連絡基準「原子炉の運転中に原子炉保護系回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され，その状態が一定時間継続した場合において，当該原子炉停止信号が発信された原因が特定できないこと」の解釈として，以下を記載。

○「運転中」とは原子炉の状態のうち「運転」・「起動」状態であること
○「一定時間」という時間の定義（１時間）
○ 試験等意図的な場合は除く，などの除外事項　等

（２）通報・連絡様式における記載内容の見直し　他

【具体例】

発生事象の迅速，確実な連絡のため，通報・連絡様式に，事象ごとに定めた略称を記載することとした。

２．独立行政法人原子力安全基盤機構の解散および原子力規制委員会の体制等変更に伴う通報・連絡先等の見直し

３．その他

原子力防災関連資機材の整備，確保について，本社と発電所の実施区分を明確化した　等

４．修正年月日

平成２６年４月３日

以　上